

三十一 先行技術調査（電子商取引） 電子商取引、情報 検索、言語処理、 暗号等	三十二 先行技術調査（インターフェイス） 計算機細部、マン マシンインタール フェイス、特殊計 算機、演算、出入 力制御、抵抗器、 磁石・インデック ス、コンデンサタ ン等
三十三 先行技術調査（情報処理） アーキテクチャ、 プログラム管理、 データの誤り検 出・訂正、電線の 据付、記憶制御、 静的記憶装置、I Cカード等	三十四 先行技術調査（電話通信） 電話システム、交 換遠隔制御、電 力系統、マイク ロ波等
三十五 先行技術調査（画像処理） CG、CAD、画 像認識、フアクシ ミリ等	三十六 先行技術調査（情報記録） 磁気テープ、磁気 ディスク、光（光 磁気）ディスク、 磁気ヘッド、記 録・再生装置、記 録・再生のための 信号処理、索引・ 編集等

○国土交通省告示第千四百四十号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第百十五條の二十三の第三第二項、第百二十二條の二の二第一項、第百二十二條の三第一項、第百二十二條の十四、第百四十六條の五第一項及び第二項、第百四十六條の七、第百四十六條の八、第百四十六條の二十第二項、第百四十六條の二の二、第百四十六條の二十三第二項、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五條及び第六條並びに船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第四條、第五條第一項、第四十七條及び第六十七條の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
國務大臣 菅 義偉

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示
(船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部改正)
第一条 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成十年運輸省告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。

極海域航行船の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 雨水、海水等により水面の視認に影響を及ぼされない窓を船橋の前面に二以上設けていること。

口監視場所の位置を複数にする場合その他の管海官庁が必要と認める場合にあつては、窓の追加その他の管海官庁が必要と認める措置を講じているものであること。

全長が五十五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものである。

イ 透明でありかつ、視認を妨げるようなびすみのないものであること
ロ 窓枠は、できる限り細いものとし、監視場所、操込場所その他の船橋内で必要な作業を行う場所のすべり前方に設けられたものでないこと

八 船橋の前面に設ける窓の下端は、前方の水面の視認を妨げず、かつ、できる限り低い位置にあること。

二 船橋の前面に設ける窓の先端は、荒天状態で船舶が縦揺れた状態であつても、監視場所から前方の水平線が視認できる位置にあること。

前号イ及びロに掲げる要件

第二条 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成十年運輸省告示第三百三十九号）の一部（船体及び排水設備の材料の要件を定める告示の一部改正）を次のように改正する。

を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下同じ。）の船体に使用する圧延鋼材については、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。

第四条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、極海域航行船に使用するものにあつては、管海官庁が適當と認

めるものであること。
第五条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、極海域航行船に使用するものにあつては、管海官庁が適當と認めるものであること。

第三条 船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示の一部改正

運轉省告示第三百四十号)の音を次のように改正する
第一条に次の一項を加える。

3 極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逋信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。次条において同じ。）の溶接継手部の溶接施工方法は、前二項の規定によるほか、管海

官序が適當と認めるところによるものとする。
第二条に次の一項を加える。

2 極海域航行船の溶接継手部に用いる溶接材料の要件は、前項の規定によるほか、管海官庁が適当と認めるところによるものとする。